

## 食物安全条例 - よくある質問

2011年8月

食物安全中心  
(和訳) ジェトロ香港作成

※ 本資料は香港の食物安全条例に関する情報提供として作成したものです。英語の原文との間で万一内容に齟齬がある場合には、英語原文の解釈が優先されます。英語原文は以下の URL で確認できます。

[http://www.cfs.gov.hk/english/whatsnew/whatsnew\\_fstr/files/Guide\\_to\\_Application\\_e.pdf](http://www.cfs.gov.hk/english/whatsnew/whatsnew_fstr/files/Guide_to_Application_e.pdf)

本和訳を執筆後に条例が改定・変更され本和訳の内容と異なっていることもあり得ますので、本和訳の正確性の確認と採否はお客様の責任と判断で行ってください。ジェトロ香港は、本和訳に起因して発生した損害・不利益等について一切責任を負いません。

※本資料の無断での引用・転載は禁じています。

## 第 12 章 よくある質問

12.1 食物安全条例 (Food Safety Ordinance) に従うと、生きた食用動物、生きた家禽、生きた水産物の輸入業者や流通業者は登録する義務がありますか。

当条例では、生きた食用動物と家禽は食品の定義から外れています。したがってこれらの輸入業者や流通業者は食物環境衛生署 (DFEH) に登録する必要はありません。一方、生きた水産物 (カエルなどの両生類を含む) は食品として定義されているため、その輸入業者や流通業者は登録する必要があります。

12.2 香港で登録あるいはライセンスを得た漁船によって香港海域外で水揚げされた水産物は、輸入食品とみなされますか。

地元水産品 (local aquatic product) とは、香港の海域かその他の海域かを問わず、地元の漁船が水揚げした水産物を意味します。地元水産品を市場に出す漁師は、食品輸入業者とはみなされません。一方、漁師がこのような地元水産品を流通した場合には、食品の流通業者とみなされます。ただし、「Merchant Shipping (Local vessels) (Certification and Licensing) Regulation (Cap.548D) (商船 (本地船隻) (証明書およびライセンス) 規定) (第 548D 章)」に基づき第 III 級船舶の免許を得た船舶の認定保有者である場合は、食物安全条例による登録は免除されます。

12.3 当条例に従うと、香港から輸出する目的のみで輸入した食品、あるいは輸送途上の食品の輸入業者は登録する義務がありますか。

当条例に基づくと、輸出目的のみで輸入された食品、積替貨物である食品、輸入と輸出の間の期間にある食品、輸入に使った船舶や車両あるいは航空機内に留まっている食品には登録義務は適用されません。ただし、その食品をさらに加工や包装、再包装する場合や他の輸送手段に移す場合、その食品はおそらく香港内の市場に出される可能性があるため、その食品の輸入業者は当条例に基づき登録が必要です。

12.4 食品業者は、輸入あるいは流通する食品の種類別に登録する必要がありますか。

業者にとって簡単かつ一般大衆にも便利なように、輸入あるいは流通する食品すべてを一回にまとめて登録すれば済みます。ただし登録後に輸入あるいは流通する食品のカテゴリーや区分を変更する場合は、その変更から 30 日以内に DFEH に通知しなければなりません。

12.5 食品業者は、輸入業務と流通業務を別々に登録しなければなりませんか。

登録済みの食品輸入業者が食品の流通業務も行う場合は、食品流通業者としての登録は免除されます。一方、登録済みの食品流通業者が後に輸入業務も行う場合は、新たに食品輸入業者としての登録申請が必要です。したがって輸入業務と流通業務の両方を行う場合は、食品の輸入業者として登録すべきです。

12.6 食品の運送業者は食品の輸入業者とみなされますか？

運送契約に基づく食品の運送を行うだけで、その食品にどの時点においても所有権をもたない運送業者は、食品の輸入業者とはみなされません。したがって当条例では登録する必要はありません。

12.7 一部の食品業者は業務の一環として食品を輸入することもあります。しかし食品輸入はその業者の主たる業務ではないかもしれません。当条例ではこのような業者も食品輸入業者として登録する必要がありますか。

香港の食品の90%は輸入されたものであるため、食品事故が起こった際にDFEHが食品業者を絞り込んで接触することにより、迅速かつ効果的に発生源で問題に取り組むことができるように、食品の全輸入業者を漏れなくまとめたリストを保持する必要があります。そのため食品を輸入するのであれば、輸入が主たる業務でなくとも登録を求められます。

12.8 子供のおもちゃの中にキャンディやビスケットが入ったものがあります。このようなおもちゃの輸入業者や流通業者は、食品の輸入業者や流通業者として登録する必要がありますか。

その業者は食品の輸入や流通を行っていることになるため、食物安全条例に基づき食品の輸入業者や流通業者として登録が求められます。

12.9 贈答あるいは自家用に食品を持ち込む旅行者は、食品の輸入業者とみなされますか。最高どのくらいまで持ち込みが許されますか。

贈答あるいは自家用に食品を香港に持ち込む観光客や旅行者は、それがどれほどの量であっても食品の輸入業者とはみなされません。ただし、その他の法律に基づきある種の食品に対する輸入規定を守る必要があります。たとえば原産国の所轄官庁が発行した正式な衛

生証明書なしでゲームミート（野鳥や野獣など）や食肉、家禽をどのような量であれ持ち込んだ者は、その目的が贈答用、自家用、あるいは事業用かを問わず法律違反になります。

12.10 食物安全条例に従うと、食品の取引代行業者やネット通販業者は食品の輸入業者や流通業者とみなされますか。

食品の輸入取引や流通取引に直接携わり、その食品を入手した者は、それが電子商取引であれそれ以外の手段であれ、食品の輸入業者あるいは流通業者とみなされます。当条例においては、食品を実際に保管していなくても、その食品の所有権を得るか、管理下に置いた時点で入手したことになります。

12.11 当条例に従うと、食品の製造業者や地元の生産業者（たとえば養殖業者や農家）は登録する義務がありますか。

食物安全条例では、自社製品や自分の作物を他の食品流通業者や飲食店、小売店に卸す食品製造業者や地元の生産業者は食品流通業者とみなされるため、登録する義務があります。ただし一部の食品製造業者（たとえば食品工場ライセンスの所有者）や地元の生産業者（たとえば海産物の養殖のライセンスや許可書の所有者）で本ガイドの第 8.1 項に挙げられたライセンス、許可書、登録書を既に取得している場合は、登録義務を免除されます。

12.12 登録の申請はどのように行うのですか。申請に際してどのような情報が求められますか。

申請は直接出向くか、E メール、ファックス、インターネット（<https://www.fics.gov.hk>）で行うことができます。申請者に求められるのは事業所の住所、輸入業務あるいは流通業務の種類、連絡方法、輸入あるいは流通を予定している食品の種類などの基本情報の提供のみです。証明のために香港 ID カードあるいは商業登記書（Business Registration Certificate）のコピーも必要です。

12.13 パートナーシップ企業の場合は、登録申請はどのように行いますか。

パートナーシップ企業の場合は、その企業から権限を与えられた者がその企業に代わって登録を申請することができ、登録が許可される場合は、その企業を代表してその個人に与える旨が記されます。

12.14 複数の支社をもつ食品の輸入会社あるいは流通会社の場合は、登録はどのように行

いますか。

一般的に、ある企業の登録は、その企業の商業登記書のもとで運営される支社のすべてを対象とします。言い換えると、本社がすでに DFEH に登録済みであれば、支社は登録申請を行う必要はありません。

12.15 食品業者は、所有する会社別に登録する必要がありますか。食品の輸入会社や流通会社を売却した場合、その買い手は新たに登録を申請しなければなりませんか。

当条例の第 7 (2) 条に基づくと、個人がいくつかの企業を所有する場合、その者は各々の会社に関連して別々に登録する必要があります。したがってある個人がある会社に関連して登録されており、その個人が別の会社を買収した場合は、その個人はその二つ目の会社に関連して再び登録を行う必要があります。ただし食品の輸入業者あるいは流通業者として登録されている有限会社が売却された場合、その売却自体は食品の輸入あるいは流通事業に関するその有限会社の登録には影響しません。パートナーシップ企業で、パートナーたちに何らかの変更があった場合（すなわち、以前のパートナーシップを解消した場合）、新しい企業は、パートナーの一人に新たに登録を申請する権限を与える必要があります。

12.16 登録料と登録更新料はいくらですか。

3 年間の登録と登録更新にかかる費用は各々 195 香港ドル、180 香港ドルです。

12.17 登録の申請が拒否されるのはどのような状況においてですか。

DFEH は (i) 申請者が、申請日に先立つ 12 ヶ月間にたびたび食物安全条例に違反していた場合、(ii) 申請者が以前登録され、その登録が申請日に先立つ 12 ヶ月の間に取り消された場合、(iii) パートナーシップ企業を代表して申請する場合、申請日に先立つ 12 ヶ月の間にその企業を代表するいずれかのパートナーの登録が取り消された場合は、申請を拒否できるものとします。

12.18 登録が取り消されるのはどのような状況においてですか。

DFEH は、個人の登録をその個人の要求に応じて取り消すことができます。また、(i) 過去 12 ヶ月の間にたびたび食物安全条例に違反した場合、(ii) 個人が死亡した場合、(iii) 法人あるいはパートナーシップで運営される事業で、その法人が清算されるかパートナーシップが解消された場合、DFEH はその個人の登録を取り消すことができます。DFEH が、

たびたび食物安全条例に違反したという理由で登録を取り消す場合のより客観的な根拠とするために減点制度が設けられています。

12.19 当条例では登録規定の施行までの猶予期間はありますか。

当規定に基づく新たな規定に業者が適応するのに十分な時間を与えるために、登録を怠ったことに対する処罰の実施と取引記録管理の義務付けは、この登録制度の開始後 6 ヶ月の猶予期間の終了後に開始されます。猶予期間は 2012 年 1 月 31 日までです。

12.20 登録申請の処理にはどのくらい時間がかかりますか。

6 ヶ月の猶予期間開始から 4 ヶ月以内に受理した登録申請に関しては、必須情報すべてが提出されたと仮定して、DFEH は猶予期間終了前に承認を行います。猶予期間終了前の 2 ヶ月の間に受理した申請については、承認に必要な時間は申請数次第です。

6 ヶ月の猶予期間終了後は、DFEH は全必須情報を受け取ってから 7 営業日以内に承認する予定です。

12.21 登録した食品の輸入業者や流通業者の情報を DFEH はどのように扱いますか。その情報は一般閲覧できるように公開されますか。

その情報は、食品事故が起こった場合にその食品を突き止める目的で使います。食品の輸入会社あるいは流通会社の名称、登録番号、輸入あるいは流通される食品の種類、登録食品輸入業者あるいは流通業者の住所と電話番号などの情報も登記に含まれますが、これは、当条例に基づくと一般の閲覧可能にしなればなりません。

12.22 登録期間の終了時に更新し忘れた場合は、どうしたらよいですか。

DFEH は業者に催促状を発行します。催促状は登録期間終了の約 4 ヶ月前に、登録した輸入業者や流通業者に発行され、更新申請が提出されなかった場合は、期間終了の 1 ヶ月前にもう一度催促状を発行します。それでも期間終了前に登録更新を怠った場合は、改めて登録を申請し直さなければなりません。

12.23 DFEH は一部の食品業者の登録義務を免除しますか。免除する基準は何ですか。

食物安全条例に従い、DFEH は、個人に登録義務の順守を免除する権限を与えられていま

す。免除するかどうかを判断する前に、DFEH は本ガイドの第 8.5 項に挙げられている要素を検討します。

12.24 食物安全条例に従うと、登録を免除された個人が従うべきそれ以外の義務はありますか。

登録義務を免除された者はいずれも、取引記録管理や食物安全命令に関連する規定を含めて、当条例のその他の規定を順守しなければなりません。

2011 年 6 月  
食物環境衛生署  
食物安全中心